

第 2 回
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
会 議 録

平成 15 年 9 月 5 日

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

第2回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

議事日程

第2回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

(平成15年9月5日 13時30分 開会)

日程第1 開会

日程第2 諸般の報告

日程第3 協議事項

協議第2号 協議項目の調整に関する基本方針について

協議第3号 協議項目の調整方針について

協議第4号 「新町のまちづくりの将来像」及び「新町のまちづくりの方向性」の策定について

日程第4 その他

第3回任意合併協議会の開催期日について

日程第5 閉会

会 議 録

第 2 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

- 1 開催年月日 平成15年 9 月 5 日
- 2 招集の場所 更別村役場 3 階大会議室
- 3 開会 9 月 5 日 13時30分宣告
- 4 応集委員 全委員
- 5 出席委員 (17名)
幕別町 岡田和夫 西尾治 本保証喜 瀧瀬太郎 若原輝男
更別村 安村豊治 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治
忠類村 遠藤清一 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
- 6 欠席委員 多田順一(幕別町)
- 7 幹事
更別村 田中博幸 上田幸彦
忠類村 川島広美 水谷幸雄
- 8 事務局
局長 金子隆司 次長 阿部義昭 総務広報班長 飯田晴義
計画調整班長 原田雅則 班員 三好光幸 細澤正典 森範康 和田智旭
- 9 提出案件
協議第 2 号 協議項目の調整に関する基本方針について
協議第 3 号 協議項目の調整方針について
協議第 4 号 「新町のまちづくりの将来像」及び「新町のまちづくりの方向性」の策定
について

議事の経過

(平成 15 年 9 月 5 日 13:30 開会)

[開会]

議長 皆さん、御苦労様です。

また先日の 1 町 2 村の視察におきましては、大変お忙しい中、御参加を頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、委員の過半数の出席がありますので、協議会規約第 8 条第 2 項に規定により、ただ今から第 2 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を開会いたします。

会議に入ります前に、お手元に配付させていただきました議案書と資料の一部訂正をお願いしたいというふうに思います。

議案書の 4 ページをお開きいただきたいとします。

議案書の 4 ページに協議項目 7 番、「地域審議会の設置」というのがありますが、その右の説明欄の中に、「合併特例法において、新町の均衡ある発展のため、」その次、「まち、」とありますが、これ、誤記でありますので、削除いただきたいというふうに思います。

それともう 1 点、資料の方でありますけども、17 ページの上から四つ目ですか、「次に掲げるものを課すものとする。ただし、聴衆」の「聴衆」がこれ、取る方の「徴収」、税金を集める方の「徴収」で字が誤っておりますので、訂正をいただきたいというふうに思います。

議案書並びに資料の訂正は以上であります。

それでは本日の会議を開きます。

協議事項に入ります前に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

[諸般の報告]

局長 諸般の報告をいたします。

本日の会議に幕別町の多田 3 号委員から、欠席する旨、御連絡をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

なお、本日の会議には議案書のほかに、別冊として資料を配布しております。

以上です。

[協議第 2 号 協議項目の調整に関する基本方針について]

議長 これより協議に入ります。

協議案第 2 号、「協議項目の調整に関する基本方針について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。

局長 協議第 2 号、「協議項目の調整に関する基本方針について」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きください。

本議件につきましては、協議第 3 号で御提案申し上げております「協議項目の調整方針」を定める上での基本方針となるものであります。

具体的には、先の第 1 回協議会におきまして決定を頂きました事業計画に掲載されております、いわゆる、合併協定項目につきまして、合併に向けた課題・問題点の洗い出し・整理を行い、方向性を決定するための基本となるものであり、住民生活に深く関わりのある協議項目について、速やかに新町に移行できるよう、あらかじめ調整することを目的とするものであります。

2 の調整に当たっての基本的な考え方といたしましては、1 点目として、住民生活に大きく影響するものについては、可能な限り数値を用いるなど具体的に提示すること。2 点目として、住民が等しく行政サービスを受用できるよう調整すること。3 点目として、調整に当たっては、現行どおり、一元化、廃止など、明確に区分するよう努めることとするものであり、調整方針の分類イメージといたしましては、2 ページの参考として掲げました 7 つの分類が想定されるところであります。

3の調整の原則といたしましては、3町村の融合・一体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮するとともに、高サービス低負担による財政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくならないよう留意しつつ、次の三つの原則に立ち、新町における行政制度のサービスの方向性を調整することとするものであります。

一つ目は、負担公平の原則であります。合併後の旧町村間における行政サービスや負担に格差が生じ、住民に不公平感を与えないよう十分な配慮をするとともに、格差が生じる場合であっても、5年を限度に一元化を行おうとするものであります。

2ページをお開きください。

二つ目は、健全な財政運営の原則であります。新町における自治体としてのあり方を視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることに留意するとともに、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮しながら、調整しようとするものであります。

三つ目は、受益と負担の適正化の原則であります。3町村が合併することにより、人口規模、面積規模が拡大することになります。新町の自治体運営に当たっては、その規模に見合った行政サービスを進めることが必要になります。このため、類似町の状況も考慮しつつ、受益者負担を原則とするサービスについては、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度のあり方についても検討しようとするものであります。

以上であります。

議長 説明が終わりましたので、質疑をいただきます。

御質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

協議第2号につきましては、異議がございませんので、原案のとおり決定をさせていただきます。

[協議第3号 協議項目の調整方針について]

議長 次に、協議第3号、「協議項目の調整方針について」を議題といたします。

なお、協議項目の議案の提案の仕方でありませぬけれども、この合併に関わっての調整方針の協議項目、一つずつ取り上げて議題とさせていただきます。そして、その都度、質疑をお受けさせていただきます。

要するに1項目ごとに説明し、質疑を受け、決定をさせていただきます、そのような方法で進めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それではまず、事務局から説明をいただきます。

局長 協議第3号、「協議項目の調整方針について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

御提案申し上げました協議項目は、1、「合併の方式」から11ページ、18の10「上・下水道料金」に至るまで、全部で27項目であります。

調整方針の表現方法、提案様式につきましては、全国それぞれの任意協議会によって異なっておりますが、本協議会におきましては、先の協議第2号において決定をいただきました調整の原則に従いまして、可能な限り住民の判断材料となり得るような方向性をもって調整方針とすることを念頭に置きまして、御提案をさせていただいたところであります。

<協議項目1 合併の方式>

局長 それでは、1、「合併の方式」について、御説明申し上げます。

合併の方式につきましては、新設合併と編入合併の二つがありますが、新設合併は、旧町村を廃止してその区域に新しい町村をつくるものであり、これに対して編入合併は、ある町村の区域にほかの町村の区域が加わるというものであります。

資料の2ページに新設合併と編入合併の比較を載せてありますが、新設合併につきましては、旧町村の法人格が消滅し、新たに町村の法人格が発生することとなりますことから、新たに新町の名称や事務

所の位置を制定することとなるほか、町村長や特別職の職員はすべて失職するということとなります。

また、議会議員、農業委員会委員についても、原則失職することとなりますが、合併特例法により、在任特例等の特例が定められているところであります。

これに対し編入合併につきましては、編入する町村がそのまま存続し、編入される町村の法人格が消滅することとなりますので、名称、事務所の位置については、編入する町村の名称、事務所がそのまま使われるケースがほとんどであります。新たに名称、事務所を決める場合もあります。また、編入される町村の町村長や特別職の職員はすべて失職することとなります。議会議員、農業委員会委員についても原則失職することとなりますが、新設合併の場合と同様、在任特例等の特例が定められているところであります。

議案書の3ページに戻りますが、調整方針といたしましては、3町村が対等の立場で、それぞれの持っている地域特性を生かし、相互に機能の連携・補完を果たすことにより、新町の均衡ある発展を目指すため、新設合併を基本とする、としたところであります。

以上でございます。

議長 今、調整方針、協議項目の1番目、「合併の方式」についての説明がありました。

これについて何か御意見、御質疑等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 それでは、「合併の方式」については、3町村が対等の立場で、いわゆる新町の均衡ある発展を目指す新設合併を基本とすることで決定をさせていただきます。

<協議項目2 合併の期日について>

議長 次に協議項目の2、「合併の期日」について。事務局から説明いたします。

局長 2、「合併の期日」について、御説明申し上げます。

ただ今、合併の方式につきまして、新設合併を基本とすることが決定されましたので、以下の説明につきましては、新設合併を前提とした説明をさせていただきますたく存じますので、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

資料の3ページをお開きください。

合併の期日とは、新町として施行する日を指すものであります。

合併の期日までには、合併協定書の調印、各町村議会の議決、知事への合併申請、道議会の議決、知事の決定、総務大臣の告示などの手続を経ることとなり、過去の例から、これらの手続期間と電算システムの整備など合併準備期間を合わせまして、約6カ月の期間が必要とされているところであります。

合併特例法におきましては、この合併の期日、つまり新町としてスタートする日が平成17年3月31日までの場合について、財政支援を始めとする様々な特例の適用が認められているところであります。

しかしながら、4月の第27次地方制度調査会の中間報告に盛り込まれておりましたように、現在、国においては、合併特例法の適用期限を平成17年3月31日までに合併した場合から、平成17年3月31日までに知事に対して合併申請を終えた場合、に改正する動きがありますことから、今後の法改正の内容によっては、合併の期日も流動的な面があります。

議案書3ページに戻りますが、調整方針といたしましては、合併特例法の期限切れまで残された期間に限りはありますものの、合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに生かしていくため、法適用期限である平成17年3月末の合併を目指すこととします。

ただし書きにつきましては、先ほど御説明申し上げました、法改正による特例の適用期限が変わる可能性がありますことから、今後、法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を目指すこととします、としたところであります。

以上です。

議長 協議項目の二つ目、「合併の期日」について、今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして何か御質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようでありますので、それでは協議項目については、原案のとおり決定をさせていた

だきたいというふうに思います。

<協議項目3 新町の名称>

議長 続きまして、協議項目の3点目、「新町の名称」について、事務局より説明いたします。

局長 3、「新町の名称」について、申し上げます。

議案書、資料ともに4ページになりますが、新設合併の場合につきましては、合併関係町村がすべて廃止されるために、新町の名称を決める必要があります。

資料の4ページを御覧ください。

先進事例をみますと、決定方法につきましては、公募方式、アンケート方式、小委員会方式、各市町村持ち寄り方式の四つの方法、またはこれらの方法を組み合わせた方法により、決定されているようであります。

そこで、議案書の調整方針に戻りますが、名称の決定及びその方法については、法定合併協議会に委ねるものでありますが、決定過程の中で、民意反映の方法として、少なくとも一般公募を取り入れ、新町にふさわしい名称を決定していただく、ということ調整方針とするものであります。

以上です。

議長 協議項目の3点目、「新町の名称」については、公募により意見を募り、新町の名称を決めていきたいという方針の説明がありましたけれども、これについて御意見、御質疑等ございませんでしょうか。

委員 これで結構なのですけど、ちょっと関連しまして。

幕別の方は人口も多いということで、幕別の全部が全部ということではないのでしょうか、1部町民の中にね、幕別というものに対する思いがあるのかなというふうな感じなのですよ。ということは、この間ちょっと、うちの若が幕別の本町で法事があった時に、「忠類も今回、幕別に一緒になることになって、これは大したいいことだと。これはお互いにいいな」という話なんだけれども、その時に、「幕別町忠類でどうだ」と、こういう発言をされたというのですよ。

ですから、このことからいくとお互いにすべての関係町村を廃止すると、こうなっておりますから、これはこれで結構なのだけでも、やはり行政がそういうふうなことを考えていてもですね、町民の中にはやっぱり、さっき言った、極端に言うところ「幕別町忠類でどうだと、これでいいのではないか」と。うちの若は、それに対して「そんなことにはならないでしょう」とは言ってきた」と。こんなような話をしておりましたけれども、やはり思いがやっぱりどうしても大きいことになると、いわゆるそういう思いというのは町民の中にはあると思うのですよ。

だから、それを行政がいかにクリアしていくかということが1番、それは幕別のことで余計なお世話と言われればそれまでですけども、そうでなくて、やっぱり一つの大きなこの3町の問題として、これが名称についてはやっぱり1番この問題点のあるところですから、そこら辺はどんなふうに町長は考えていますか。

議長 私の町も先日、第1回の任意協議会のあとに住民説明会を開催させていただきました。札内地区、幕別地区で開催したのですけれども、今、お話がありましたような意見が出ました。「岡田町長の力で、リーダーシップで名前だけは何とか幕別を残せ」と。こういう意見も現実にはありましたけれども、私は、「対等合併を目指す中であっては、それぞれの町、それぞれの村がその地名、字名、あるいは町名に、村名に思いがあるわけありますから、我が町だけが人口が多いことを盾にとって、それですべてが決まるということにはならないのではなかろうかと。十分内容を協議した中で、やはり公募も一つの方法であろう」というようなことで、住民説明会の話は終わらせていただきました。

ただ、もう一つ、私はこの町名を新たに決める中で、問題になるのは、どこかの時点でまた出るのかもしれませんが、今の合併特例法でいう1町2村の人口が2万9,300、いわゆる国勢調査人口。このままで町でいくのと、現在、住民基本台帳人口が3万を超えて市ということが、これが認められますと、これまた住民の皆さんの思いというの、新たに市ができるのだ、それに対して新たな市の、まちの名前をつけていくのだ、こういった意味の意識とありますが、認識の違いというものもきっとあるのだらうというふうに思いますので、私はここではこのような方針が示されて、この後の法定に移った中で、当然、市になるのかどうかというような問題も詰められていくと思いますので、そうした状況も踏

まえた中で、こういった公募を含めたいろんな御意見の中から新しいまちを決めていくことがよろしいのではないかというふうに、私自身は思っております。

委員 結構です。

議長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 それでは協議項目の3点目、「新町の名称」については、これらの方針によって進めさせていただきたいというふうに思います。

<協議項目4 新町の事務所の位置 協議項目5 支所出張所の位置>

議長 次に、協議項目の4点目、「新町の事務所の位置」についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

それでは、「新町の事務所の位置」と、協議項目の5番目、「支所出張所の位置」、併せて説明いたします。

局長 4、「新町の事務所の位置」及び5、「支所、出張所の位置」につきまして、説明申し上げます。

議案書は4ページ、資料は5ページになります。

新設合併につきましては、合併関係町村がすべて廃止されるために、新町の事務所の位置を決める必要があります。

事務所の位置につきましては、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等に配慮する必要がありますが、調整方針を定めるに当たりましては、事務所の建設を行わず、3町村の既存の役場庁舎を本庁舎または支所のいずれかの用途として利用することを前提とさせていただいたところであります。

このようなことから、調整方針といたしましては、3町村の現役場庁舎の一つを本庁舎とし、これ以外の役場庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所、とするものであります。

なお、この中で総合支所という表現を使っておりますので、その意味合いにつきまして、若干、補足説明をさせていただきたいと存じます。

総合支所という言葉は、法令上使われている言葉ではございません。法令上は、支所または出張所という言葉が用いられております。法令上の支所と申しますのは、資料5ページの実例・通知の中にありますように、特定区域を限り主として市町村事務の全般を掌る事務所であり、特定の事務を行う事務所は支所ではない、ということであります。

しかしながら、幕別町の札内支所もそうありますが、十勝管内の支所をみましても、特定の窓口業務や現金の出納事務のみを取り扱っているのが実態であります。法的には出張所に位置付けられるものばかりであります。

このように、住民の皆さんの間では、十勝管内における支所の実態が支所のイメージとして定着しているものと思われまことから、あえて総合支所という表現を用いておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長 今、事務局から協議項目の4番、5番についての説明がありました。

なにか御意見、御質疑等ございませんでしょうか。

委員 この件につきまして、文字を付け加えていただきたいという考えを持っております。それにつきまして、3町の現役場庁舎とある前に、合併時の3町村の役場庁舎、というふうに私は入れるべきでないかと考えております。

なぜかといいますと、現時点では、建設計画の中で新庁舎の建設は考えないというふうに謳われておりますけれども、更新される建設時期にですね、10年後か15年後かわかりませんが、その時にこの文字が足かせになっては大変問題を残すのではなからうかと考えます。そんな点からおきまして、ここに合併時という言葉を入れていただきたいと思いますが、いかがなものでしょう。

議長 事務局。

局長 今、御質問がありましたけれども、これは任意協議会の中で協議をして定めていただければというふうに思います。事務局といたしましては、別段支障はないというふうに判断をいたします。

議長 合併時の？

委員 このままの原文でいきますと、合併後もこの文書が生きてくる危険性があるのではないかというふうにちょっと理解するのですが、執行部の方はどうお考えでしょうか。

建設しようとした時に、この原文が生きてきて、10年後、20年後の、その後のリーダーの人達の議論的になっては困るのではないかという、そのことを危惧しているわけなのですが、

議長 そのことにはならないのではないかと思いますけども。ここで言っているのは、合併に向けての任意協議会の中で、どのような方向に進めていくかということですから、合併が成就して新しい町がスタートした段階では、当然このようなものは消えてなくなるのだろうと思いますから、仮にその時点で新庁舎の問題が出てきたとしても、このことがいつまでも残っているということにはならないのだろうというふうに思いますけども、どんなものでしょうか。

今、いわれているのは、新庁舎の建設はないけれども、現在、幕別・更別・忠類の三つの役場の庁舎の一つを本庁舎にするということ。

委員 この分には理解できるのですよ。今、岡田会長が言われるように、今度、庁舎を新築するという時に、その場所とか、そういうことで議論にならないということであればよろしいのですが、これはずっと足かせになる危険性もあるのではないかということに危惧するものですから。

議長 いやそれは、ないというふうに思います。いわゆる、これはあくまで、先ほど言いましたように、合併に向けての協議を進める段階でこのような方針を進めようということですから、合併後に新たな庁舎をどこに造るか云々ということについては、まったく別の次元。その時点での協議、話し合いということになっていくのだろうというふうに思いますので、これは大丈夫だというふうに思っています。

委員 分かりました、理解いたします。

議長 ほかに何かございませんでしょうか。

委員 調整の中で、3町村の現役場庁舎の一つを本庁舎とするというふうになっていますね。ここで、どこに本庁舎を置くかということを決めなくていいのですか。

議長 今、お話がありましたように、この場で決めていただいても結構ですけども、いわゆる、この分については次の法定協議会の中で決めていくということで、今回は提案しているのだろうというふうに思いますけども。

委員 ここで、法定協議会にというふうには一つも書いていない。

議長 これは、先ほどの新町の名称なんかもそうですけども、ここでは法定協議会に向けての、いわゆる合併の調整方針ということですから。ここで決めて駄目だなんていうことはもちろんないのですが、そこまで今日は決められるのかどうなのか。

委員 その件については、やはり大事な分野なので、法定協議会で協議するのが筋かと思っております。この場では私は議論するべきでないと思っております。

議長 そういう御意見もあるのですけれども。

委員 確かに法定協議できちんとやるべきところも分かるのですが、しかし、いろんなシミュレーションをつくっていく段階で、事務局側にしたらどうなのでしょうね。もう事務局がどこっていうふうに決まってくれた方が、仕事はしやすいのではないかというふうにさっきから聞いてはいるのですがね。そんなこと、ちょっと心配をしております。

議長 ほか、どうでしょうか。

今、新しい町、新町の事務所の位置をどこにするかを、この場で決めることがいいのか、さらに法定協議会まで延ばして、そちらの方の審議に委ねていくのかということでもありますけれども。

どなたか、ないでしょうか。

副会長 副会長の立場で発言していいかどうかちょっと迷うところではありますが。

基本的にそれぞれの町村の議決要件、基本的な事項があるはずなので、したがって、それは広く任意協議会だとか、法定協議会ということは、要するに広く協議の内容を住民に周知をして、そして幅広く意見をもらう中で、最終的に町村議会の議決を経て決定をされるというふうに私は認識しております。そういう部分からいきますと、現段階では時期尚早であるというふうに認識をしているものですから、この表現で十分でないかなというふうに理解しているところであります。

議長 ほか、どうでしょうか。

委員 今、言われたように、これも各町村の住民に任意協議会の内容なんかを広く知らしめなくてはならないということがありますわね。そうすると、ほかのものをどんどん決めていっても、肝心の役場の位置というものがどこなのだと、こう言われた時には、これは法定協議会でをもって審議するのだと。これで通るのかもしれないけれども、そこら辺の形からいくというと、やはり任意協議会の中でこれを一応きちんと決めておいた方が、住民が、なおかつ本庁はどこというふうになったことにおいて、判断材料としては、これはいいのではないのかなと。こんなふうには思いますけども。

議長 どうでしょうか、ほかに。

我々が発言すると、ちょっといろいろ問題がありそうだから余りあれかもしれませんけども。ただ、今、お話がありましたように、私どもも任意協議会での決定事項、あるいは協議事項については、できるかぎり住民の皆さんに周知をしていくということは当然でありますし、できればその周知はより具体的なものであることが、なお住民にとっても望まれるのだらうというふうに思います。

そういった意味で、その新町の名称だとか、その合併のいろいろ難しく、すぐ決まらないものというのは当然法定協議会の中でいくものもありましょし、任意協議会の中で大方の合意が得て決めていけるものがあれば、これは速やかに決めていって、それを住民の皆さんに周知していく方がよりいいのかなという思いもあるわけでありまして。

ただ、これは今言うように私どもがごり押ししてどうのこうのということにはならないとは思いますが、一つ皆さんの御意見をいただければというふうに思いますけれども。

委員 このことについては、今日初めての協議なわけでありまして、それぞれの町村において、住民との対応なんかは、それぞれの町、それぞれの違いがあるのだらうというふうに思います。

ですから、今日はこの議論については、この文面でまず進むことにして、次回の会議までにそれぞれの町の方針としてどうするのだということで、第3回の時に、この部分については、もし審議の時間を割いていただければ、次回までにそれぞれの町の方針、考え方を定めて、今日一気にどこなのだと、もし決めるとすればどうなのだとということまで話としては出てくるかと思っております。

どんなものでしょうかね、一気に短時間で決められる事情にない町村もあろうかと思っておりますので。このままの原案でいいよということで次回の会議で決まるのであれば、この原案通りでありましょし、はっきり明記した方が住民の周知もしやすいし、住民にとっての判断材料になるのだという御意見であれば、次回の時にそういうことで集約していければというふうに思いますけども。どんなものなのでしょうかね、一気になかなか決まりにくいのかなというふうには思いがします。

委員 それでいい。

委員 それでいいのでないかい。3回目までこの分については先送りして。

議長 一応はこの調整方針として、次回に再度協議をしたいということで。

委員 次回に持ち越すということで。

議長 そのようなことで、この案件を終わらせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 総合支所についてなのですが、事務局段階の説明ですと、今まで大きい町にはあるのですが、支所というのは法的な支所ではない、言ってみれば出張所であると。しかしながら今回、協議する内容においての総合支所というのは、この類いではない形にしたいと、そういうふうに協議したいという説明がありました。

さらに、もう少し具体的に事務局段階で、どの程度まで、どんなふうにということを網羅して総合支所としてそれぞれ設置するのか。ということが協議されなければならないことなのか、あるいは現段階ではそれはもっと後の段階で協議をしても、十分それは用を足すということでしょうか。

議長 先ほど事務局から説明ありましたように、今、お話がありましたように、何となく役場の支所という窓口の住民業務だとか、税金の収納だとかという単なる窓口事務で終わってしまうようなイメージがあると。

それを今回は、もっと、例えば農林課だとか教育委員会だとか福祉課だとか、いろんなものもある程度残した中で、総合的な支所としての役割を担うために、あえて総合というものを付けて総合支所としたということでありまして、その中身がどのくらいの人員がどのような機構組織になっていくかというのは、この後の法定協議会の中で協議をされていくということになると思います。

委員 関連なのですが、私も本当にそのとおりだと思うのですが、ただ問題は、その住民討議をする時に、例えば我が忠類村にはじゃあどういふ形になって、それが総合支所として存在するのかなというふうな議論が必要になると思うのですよね。私はそんなに遠くない将来に、これは必要な論議になると思うのですよ。こういう心配を個人的にはするのですが。

議長 そのとおりだと思いますけれども、ただ、それらの項目までいきますと、やはり法定協議会に入ってからになってくるのだらうと思いますし、任意協議会の中では、今日の調整方針程度の中で決めていただいて、方針を決めていただいて、これに基づいて、今言う具体的にそれじゃあ、どのくらいの人数が残って、どのくらいの規模になって、どのような業務をしていくのかということが詰められていくのだらうというふうに思いますので、これは大変住民の皆さんの関心の強いものだと思いますけども、これは大事なことだ、協議を重ねていかなければならないものだというふうに思っています。

ほか、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

<協議項目 6 財産の取扱い>

議長 それでは協議項目の4番、5番を終わらせていただきまして、6番目の「財産の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

局長 6、「財産の取扱い」について、申し上げます。

議案書は4ページ、資料は6ページになります。

財産の説明につきましては、資料6ページの下表にありますが、財産は、公有財産、物品、債権及び基金の4種類に分けられます。

公有財産とは、不動産、動産、有価証券などをいいます。

7ページをお開きいただければと思いますが、物品とは、公有財産、基金に属するものを除く動産をいい、小さい物ではペンや消しゴムなどの消耗品、事務機器などの備品類、動物、自動車などが物品に含まれます。

債権とは、金銭の給付を目的とする権利をいい、地方税、分担金、使用料などの公法上の収入金に係る債権を始め、物件の売払代金や貸付料などの私法上の収入金に係る債権などがあります。

基金とは、特定の目的のために積み立てられた資金や、特定の目的のために運用される定額の資金で、一般家庭でいう貯金に類するものであります。

これに対しまして、地方債、債務負担行為の債務につきましては、いわゆる負の財産といえるものであります。

地方債とは、公共施設等の建設のために借り入れた金銭のことであります。

債務負担行為とは、複数年度にわたるリース契約や損失補償など、支出限度額と期間を定めて翌年度以降の支出を約束するもので、一般家庭の分割払いに当たるものであります。

議案書に戻りますが、調整方針といたしましては、これら3町村の財産、債務は、すべて新町に引き継ぐもの、とするものであります。

以上であります。

議長 今、事務局から協議項目6番目の「財産の取扱い」について、財産、債務ともに新町に引き継ぐものとするという調整方針の説明がございましたが、この件に関して御質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 御質疑がないようでありますので、協議項目の6番目「財産の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 7 地域審議会の設置>

議長 次に、協議項目の7番目、「地域審議会の設置」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 7、「地域審議会の設置」について、御説明申し上げます。

議案書は4ページ、資料は9ページになりますが、資料の9ページを御覧ください。

合併特例法におきましては、新町の均衡ある発展のため、あるいは地域の実情に応じた施策の展開のために、旧町村の区域ごとに地域審議会を設置することができることとされております。

地域審議会は、合併市町村の施策に関して合併市町村の長からの諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる附属機関であります。

旧町村の区域を単位として設置されますことから、二つ以上の旧町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことはできませんし、一つの旧町村の区域を分割して二つ以上の地域審議会を置くこともできないこととなっております。また、地域審議会は、すべての旧町村に置かなければならないというものでもありません。

地域審議会の任務の内容につきましては、地域の実情に応じて協議されますが、一般的には、資料に記載しましたように、当該区域に係る市町村建設計画の執行状況や予算編成の際の事業等に関する要望などについて、合併町村長に諮問に応じて意見を述べる、といったことが想定されます。

また、必要に応じて、公共施設の設置・管理・運営などに関しまして、合併町村長に意見を述べる、といったことも考えられるところであります。

地域審議会は、合併前に合併関係町村の協議によって設置を定めることとなりますが、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項につきましても、協議によって定められることとなっているところであります。なお、この協議につきましては、各合併関係町村の議決を指すものでありますが、協議が成立したときは、合併関係町村は直ちにその内容を告示しなければならないということとされているところであります。

地域審議会が設置される期間についてであります。地域審議会は、合併直後の周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられた制度でありますことから、合併関係町村の協議に定められた一定の期間に限って設置されることとされているところであります。

合併特例法の規定によりますと、市町村建設計画を変更しようとする場合には、合併町村長は、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない旨定められておりますことから、地域審議会の設置期間は、長くても市町村建設計画の計画期間であります5年から10年の期間とすることが適当であると考えられております。

議案書に戻りますが、調整方針といたしましては、ただ今御説明申し上げましたとおり、地域審議会の果たす役割を尊重しまして、地域審議会を必要に応じて旧町村を単位として設置すること、とするものであります。

以上です。

議長 今、地域審議会の設置について事務局より説明がありましたけれども、この件について何か御質疑、御意見等ございますでしょうか。

委員 この調整方針の文言は、推考の上このようになったのだと思いますけれども、このあとから調整方針の中で、法定協で検討しますとか何とかということになっているのと違って、ここはこのような文言で止めてあるということについて、実はどういうことかなと思って臨みました。

先ほどのこの前に決定された項目や何かとの関連があって、こういうようなことになるのかなというように、その点は理解いたしましたけれども、この必要に応じてということについて、若干考え方を述べてみたいと思います。

私ども、実は何度かこの合併問題で住民と話し合った時に、1番問題になったのは、こういうことをここでいうのはちょっと不見識かもしれませんけれども、やはり周辺部になるのだということを前提にしてどんどん検討会議や何かしてきたものですから、そうすると周辺部がさびれる、過疎化が促進される、それから住民の意思が政策に反映されないのではないかとということで、とても住民の心配するのはそこだったのですね。

したがって、この地域審議会というのがあるのだからということで、ある程度お話をした事例はあるのですけれども、何となく政府サイドの説明では、これは主な趣旨は合併前の懸念を払拭するためにあるのだから、したがって合併後のまちづくりにはそんなに役に立たないのだというようなことが発表されてみたりですね、財政権も議決権もないのだから、ここでいっている新町の首長さんだとか、議会に無視されたら、そんなに権限のあるものではないのだというような事例や話が飛び込んでくるわけですね。

それでも私は、幻想を持つのはちょっとまずいかと思いますけれども、やっぱりその時点、その局面で住民にとって少しでも活用できるものは活用して、住民の声が届く、住民の利益が守られるということで、何かこの設置した目的はそんなに長くない期間にこれはもう止めてしまうのだと、それでないと一体性が醸し出されないから、いつまでもこれがあつたのでは何のために合併したか分からないのだというような、その伏線があるようで、何となくこの機構が本当に働くのかなという疑念はあるのです。ありますけれども、やはり周辺部となる町村住民はやはりここを橋頭堡として、ある程度今までの村づくりを進めていかなければならないということで、この必要に応じてという文言ですけれども、まったく私は100%必要だと思っているのです。

したがって、この法定協で検討しますということになぜならなかったのかなと思って調べてみましたら、九州の方では法定協でこの設置を決めたということもありますし、これを設置することによってこれからの町村計画や何かには全然影響はないものですから、やはり戻って村民の皆さんと話し合う時に、やはりここは強調しておきましたと。やはり旧忠類村の住民にとっては、これが一番頼りにしなければならないのだというようなことで説明したいと思っているのです。だから、その必要に応じて設置するということになっていますから。

議長 今、お話しいただきました地域審議会についてでありますけども、この調整方針の中に必要に応じてというふうに文言を表しましたのは、先ほどの説明にありましたように、この地域審議会は1町村、旧町村、合併前の町村一つしかできないわけにありますから、忠類村では一つ、更別村では一つ、幕別町では一つ。その場合、例えば幕別町がもし必要ないとすれば、置かなくてもいいということになりますから、そうしたことも踏まえた中で必要に応じて置きたい、というような表現にさせていただきました。

それともう一つは、今言われましたように、この地域審議会のあり方ですとか、役割というものは、いろいろ批判もあるようですし、また、これがなくては旧町村の意向が届かないというような声もあるやに聞いております。

ただ、私どもとしては難しいのは、こうした地方審議会と今度新たにできる議会の役割、いわゆるそれぞれの職務分担なり、担う役割をどのように調整しながら進めていくかということが大きな課題であろうというふうに思っていますし、一番大きなこの審議会の設置目的は、合併する時に新町の市町村計画を作る。その市町村計画が合併する時にはそうやってうまいことって計画を作って、新しい町がスタートしたのに実際はそのとおりその計画が進んでいるのか、あるいは同じように基金も財産もみんな出し合ったのに、一部の町に片寄った財政、あるいは行政が進んでいるのではないかと、いろんなそういうものをチェックしたり、あるいは意見を申したいというような中で、この地域審議会の位置付けがあるのだらうというふうに思っておりますので、これらについても正式にどのような形で、どのような体制で地域審議会を設置するか。これも法定協議会の中では当然これから議論をいただくということにならうと思います。

委員 もう1点ですけれども、例えばA、B、Cという町村があつたとします。これは事務局にお伺いしたいのですが、例えばCだけが必要だと、それでも関係町村の議決というのですから、A、B、C全部議決しなければならないということですね、これは。

局長 そうです。

委員 了解しました。

議長 ほか、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 それでは、協議項目の7番目、「地域に審議会の設置」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目8 公共的団体の取扱い>

議長 次、協議項目の8番目、「公共的団体の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

局長 8、「公共的団体の取扱い」について申し上げます。

議案書の4ページになります。

まず、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体を始め、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、さらには教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体など、公共的な活動を営むものすべてが含まれ、その団体の形態が法人であると否とは問わないものとされており。

地方自治法の規定によりまして、町村長は、公共的団体の活動の総合調整を図るため、指揮監督ができることとされており、新町としての一体感を醸成する上からも、公共的団体が統合されることが理想的でありますことから、調整方針といたしましては、団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努める、ものとするものであります。

以上です。

議長 「公共的団体の取扱い」について説明をいたしました。何か御質疑等、ございますでしょうか。

委員 この公共団体の意向ということは、どこの時点で意向を聞き入れるのでしょうか。

どの時点で、例えば任意協議会、法定協議会なのか。

実は、これは任意協議会の方でも意向を受け入れて参考資料にした方がいいのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

局長 調整の時期につきましては、各種団体相当数でございます。

それで、任意協の段階で調整がつくというようなこともありましようけれども、基本的には法定協の中で十分に詰めていただくと。しかしながら、相当の事情が違いますので、法定協の中でも結論に至らず、合併後において調整もあり得るということは例としてたくさん聞いております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほか、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 それでは、他に御意見がないようでありますので、協議項目8番目の「公共的団体の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目9 議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い>

議長 次に、協議項目9番目の「議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

局長 9番の「議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い」について、御説明申し上げます。

議案書は5ページになります。

新設合併の場合は、合併前の議員は身分を失うのが原則であります。しかしながら、合併特例法におきましては、合併前の住民意見を合併後の行政に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が定められているところであります。

資料7の11ページ、12ページをお開きください。

議会議員の定数、任期及び報酬の現状並びに合併特例法による選択肢とメリット・デメリットを整理したものであります。

定数、任期につきましては、合併特例法による選択肢といたしましては、3通りあります。

資料の11ページ下段にあります選択肢の原則につきましては、特例法を適用しないで新町の法定数内で設置選挙を行うものであります。

メリットとしては、新町の議会体制が速やかに整うこと、合併による人件費削減が速やかに生かされることが考えられます。デメリットとしては、新町の選挙による議員数が現況よりかなり減り、住民意見が十分に反映されなくなる可能性あること、合併前の議員が任期途中で失職することで、その責務が果たせないなどということが考えられます。

次に12ページ上段にあります定数特例につきましては、法定数の2倍以内で設置選挙を行い、4年後に法定定数内で一般選挙を行うものであります。

メリットとしては、議会体制の変化を緩和できること、現議員の任期を十分、担保することができる

ということが考えられます。デメリットとしては、議員数が増加し、議員経費、人件費が増大し、合併の趣旨に反することが考えられます。

次に在任特例につきましては、合併前の町村議員全員が合併後2年以内そのまま在職し、その後、法定数による選挙を行うものであります。

メリットとしては、議会体制の変化を緩和できること、現議員の任期を一定期間、担保することができるということが考えられます。デメリットとしては、合併の趣旨であります経費削減のタイミングが遅れるということが考えられます。

議案書の5ページに戻りますが、調整方針といたしましては、定数、任期については、前段で御説明させていただきましたように、次の3通りの選択肢がありますことから、法定合併協議会において、選択していただく、とするものであります。

は特例を適用しないで、法定数内で設置選挙を行うもので、は定数特例、は在任特例であります。また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基本に調整するものとし、それぞれ法定協議会において検討を進める、とするものであります。

以上です。

議長 今、協議項目の9番目、「議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い」について、事務局から説明がありました。

これらについて、御質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

これは現職の議員さんもいらっしゃるから、この場ですぐ結論を出すのはなかなか、これ・・・。

委員 実はその前段の方から、任意協議会の権限というか、役目というのはどこら辺にあるのかなというところで多分に疑問に思っていたところであります。というのは、ここで決議をするとか、決定をするとかということがほとんどできなくて、次の法定協議会ですべて決められて進められていくということでしたですね。

それで、ここで、任意協議会でこれぐらいは一つ決めてもいいのではないかなと思うのが、この議員さんの任期のことなのです。議員の皆さんもいらっしゃいますからね、ちょっと言いづらいのかなと思いますけども。

やっぱり3町村が一緒になった時に、そこで町長も助役も議員も皆、ぱっと変わってしまうというか、開放されるというか、そういう状態になるとちょっと混乱する、あるいは意向がちょっと停滞をするのではないのかという感じがいたしますので、議員については、いってみれば猶予期間の2年間をそのまま継続をしていただいて、新しいまちづくりに奮闘していただければ、かなり住民の皆さんにも納得してもらえるような活動もしていただけて有効だなと思うのです。

だから、この任意協議会でこの部分については、一つ法定協議会の中でも飲み込んでもらって、進めてもらえればいいなと私は思っているところです。

議長 そういう御意見もありますけれども、私の立場から言うのも何ですけれども、やはりなかなか任意協議会1回目、ここですぱっと議員のあり方を決めるというのは、なかなかちょっと難しいのかなというふうにも思うのですけども、どんなものでしょうか。

委員 大変ありがとうございます。

ただ、選択肢三通りあるということで原則、特例、これ特例というのがございまして、今、特例のことをおっしゃったと思いますけども、もう少し時間をかけて、この問題については議員自らそれなりの結論を出す時期があるのだらうと思いますし、法定協議会でも十分これは検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

議長 そういう声もあるようでありますけれども。

一応、今日のこの任意協議会の調整方針については、このような方向で進めさせていただいて、また、法定の中でいる議員も含めて論議をいただくというようなことでよろしいでしょうか。

委員 今の御意見もごもっともなのですが、一つ目は我々はやっぱり住民の皆さんの意見というのは非常に大きくウエイトを占めますから、先ほど御意見いただいたような意見もほかにも頂戴できれば、持って帰っているんなお話もできるかと思えます。

委員 議員の皆さんは遠慮しているのではないですか。

私は一般町民の方ですから、なるべく混乱なくやってもらうのには、その方がいいなと思って申し上げ

げたところです。

議長 いろいろ意見はあるのだろうというふうに思いますので、しばし時間をいただきながらまた進めさせていただければというふうに思いますけど。

ほかに御意見等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 それでは、協議項目 9 番目、「議会議員の定数、任期及び報酬の取扱い」につきましては、調整方針につきましては、原案のとおり決定をさせていただきたいというふうに思います。

<協議項目 10 地方税の取扱い>

議長 それでは次に、協議項目の 10 番目「地方税の取扱い」についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

局長 10 番目の「地方税の取扱い」について、御説明を申し上げます。

議案書の 6 ページになります。

地方税につきましては、合併前の町村で課税している税目が違う場合や税率が違う場合には、急に税金が高くなったりすることのないよう、一定期間は不均一課税、いわゆる 1 国 2 制度が認められているところであります。

資料の 16 ページをお開きください。

3 町村の市町村税の状況を整理したものでありますが、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税につきましては、3 町村とも税率等が同一となっておりますが、入湯税につきましては一部差異が見られます。また、都市計画税については、3 町村とも課税をいたしておりません。

なお、国民健康保険税につきましては、のちほど協議項目 15 で協議をしていただくことになっておりますので、説明を省かせていただきます。

議案書の 6 ページをお開きください。

調整方針といたしましては、市町村民税、固定資産税などの税目及び税率が同一なものについては、現行のとおり継続します。ただし、入湯税については、税率・免除規定に差異があるため、法定協議会において調整の必要がある、とするものであります。

以上です。

議長 「地方税の取扱い」についての説明がありました。これに関して何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 なければ協議項目 10 番目の「地方税の取扱い」についての調整方針は原案のとおり決定をさせていただきます。

ここでちょっと 10 分ほど休憩をとりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【休憩】 14 : 38

【再開】 14 : 48

議長 再開します。

協議項目の 11 番目、「一般職の職員の身分の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 11 番、「一般職の職員の身分の取扱い」について、御説明を申し上げます。

新設合併の場合におきましては、町村の法人格が消滅するために、一般職の職員は当然失職になるところであります。合併特例法によりまして、引き続き新町の職員として身分を保証しなければならない、と定められております。

資料の 18 ページをお開きください。

一般行政職員数は、幕別町が 228 人、更別村が 91 人、忠類村が 54 人となっており、合わせて 373 人

となっております。初任給は、同額であります。国の平均給料月額を 100 とするラスパイレース指数は、3 町村に差異が生じております。

資料の 19 ページをお開きください。

職名及び職務の現況並びに級別職員数を整理しております。給料表は 3 町村とも国家公務員の行政職 1 を使用しており、8 級制を導入しておりますが、級別の職務において差異が生じております。

資料の 20 ページには、3 町村の年齢別職員構成数を整理したものであります。

議案書の 6 ページに戻りますが、調整方針といたしましては、3 町村の職員はすべて新町の職員として引き継ぐものとします。新町の職員数については、当面、現行の 3 町村の条例定数を新町の条例定数とし、速やかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。職制及び給与については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点から調整し、統一を図ります。

なお、現職員については合併後速やかに給与の格差是正を行うことが必要と考えられる、とするものであります。

以上です。

議長 協議項目 11 番目、「一般職の職員の身分の取扱い」について、事務局から説明がありました。これらにつきまして何か御質疑、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 御質疑等ございませんので、協議項目 11 番目につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 12 特別職の身分の取扱い>

議長 次に協議項目 12、「特別職の身分の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 12 番、「特別職の身分の取扱い」について、御説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをお開きください。

新設合併の場合には、首長はじめ特別職は全員失職することとなっております。

資料の 23 ページに、3 町村の特別職 4 役の給料月額及び任期を載せておりますので、参考までに御覧ください。

調整方針といたしましては、町長は新町の発足後 50 日以内に選挙を行い、助役・収入役については新町長が議会の同意を得て選任し、教育長は、新町長が議会の同意を得て教育委員として任命したのち、新町の教育委員会が任命します。として、給与については、同規模自治体の給与額を参考にして、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 協議項目 12 番目、「特別職の身分の取扱い」について、説明がありましたけども、この件に関しまして、御質疑、御意見等ありますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 ないようでございますので、協議項目 12 番目につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 13 各種証明手数料の取扱い>

議長 次に協議項目 13、「各種証明手数料の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 13 番、「各種証明手数料の取扱い」についてを御説明申し上げます。

合併前の町村間で、住民票や印鑑登録など証明事務について、その手数料が違う場合におきましては、あらかじめ、その取扱いについて調整を図ることが必要となってまいります。

資料の 27 ページをお開きください。

住民票など各種証明手数料の比較をしたものであります。手数料の額が異なっております。

議案書の 7 ページになりますが、調整方針といたしましては、合併時に一元化する方向で、法定合併

協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 「各種証明手数料の取扱い」についての説明がありましたけども、これらに関しまして何か御質疑等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、協議項目 13、「各種証明手数料の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 14 補助金等の取扱い>

議長 次に協議項目 14、「補助金等の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 14 番、「補助金等の取扱い」について、御説明を申し上げます。

各種団体に交付しております補助金等は、合併に際して制度の調整が必要になります。新町の振興にどのように役立つかを明確にし、財政状況を配慮しつつ取扱いを検討することが必要であります。

資料の 27 ページの下段になります。

ここでは、3 町村の商工会、観光協会、社会福祉協議会の助成金の状況について記載しております。

議案書の 7 ページに戻りますが、調整方針といたしましては、従来からの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性等の観点から、そのあり方について、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 「補助金等の取扱い」についての説明が終わりましたが、この件に関しまして、何か御質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようでありますので、協議項目 14、「補助金等の取扱い」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 15 国民健康保険税の取扱い>

議長 次に協議項目の 15、「国民健康保険税の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 15 番の「国民健康保険税の取扱い」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをお開きください。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険に係る費用に充てるために課税する目的税でありまして、保険事業に必要な費用総額から補助金等を差し引いた残りを被保険者が税として負担しているものであります。

地方税につきましては、一定期間、不均一課税が認められていることにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりであります。したがって、地方税の一つである国民健康保険税につきましても、不均一課税を適用することができますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一することが必要であります。

資料の 28 ページをお開きください。

税率の表を御覧いただきたいのですが、3 町村とも所得割、資産割、均等割、平等割により税額を算定しておりますが、人口や国民健康保険財源の状況に応じて税率が決定されるために、3 町村とも異なっております。標準世帯として、3 パターンについて保険税の比較してみますと、大きな格差が生じております。

議案書の 8 ページに戻りますが、ただ今申し上げましたようなことから、調整方針といたしましては、地域事情により算定基礎に差異が見られるため、合併後に医療費の動向を勘案しながら、一元化するものとしますが、差異が大きいことから合併特例法で認められている 5 年以内を不均一課税とし、段階的に差異を縮小する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 国保についての説明が終わりましたが、御質疑、御意見等ございましょうか。

非常に差があるのが国保だというふうに思っておりますけれども、5年以内にどの程度均一化できるのか、また、法定協議会の中で詰めていただきたいということでもあります。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 それでは、協議項目の15番、「国民健康保険税の取扱い」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目16 介護保険料の取扱い>

議長 次に協議項目16、「介護保険料の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 16番の「介護保険料の取扱い」について、御説明申し上げます。

資料の30ページをお開きください。

第1号被保険者、つまり、65歳以上の方に係る保険料率及び被保険者数について整理したものでありますが、保険料率等に差異があります。

議案は8ページになります。

合併前の町村間における保険料率の格差について、負担の公平の観点から調整が必要であります。現行の保険料率は、平成15年度から平成17年度までの3カ年間適用される料率でありますことから、調整方針といたしましては、第1号被保険者保険料については、合併年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から新町の介護保険事業計画により算定した保険料率に統一します、とするものであります。

以上です。

議長 「介護保険料の取扱い」について今、事務局から説明がありました。これらに関しまして、質疑、御意見等ございましたら、お願いをいたします。

御案内のように介護保険は3年に1回の見直しがありますので、その見直しの時期に当たる18年度を目途に統一化していこうということでもあります。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 御質疑等がございませんので、協議項目の16番、「介護保険料の取扱い」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目17 一部事務組合等の取扱い>

議長 次に協議項目の17、「一部事務組合等の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 17番の「一部事務組合等の取扱い」について、御説明を申し上げます。

一部事務組合等につきましては、旧町村が廃止されるため、合併の前日をもって脱退することになりますので、新町でのあり方を協議・検討する必要があります。

資料31ページをお開きください。

事務の効率化などを目的として設置をしております一部事務組合等につきましては、3町村で加入先が異なる一部事務組合及び機関の共同設置の状況を整理したものであります。

議案書の8ページに戻りますが、調整方針といたしましては、一部事務組合等については、事務の共同処理及び機関の共同設置のあり方について、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 一部事務組合等の取扱いについて、説明が終わりましたが、これらに関しまして、何か御質疑等ございましょうか。

委員 法定協議会で検討することを上回るようなことが想定される場合は、どんな処置になりますか。

議長 例えば具体的に何かありますか。

委員 協議会の中だけでは判断しても、いわゆるその行政的な連携とかそういうものが、その協議だけで済む問題でいいかということです。

議長 一部事務組合の場合は当然のことながら相手もあるわけですから、そういった協議も必要になってくるのだらうと思いますし、今言われましたように、それぞれ1町2村の加盟している組合も異なっている部分があるというようなことですから、どこまでが一つになって、相手方の組合との協議がのせられるか、これは一つひとつ詰めていくことになるのだらうというふうに思っていますので、法定協議会の中だけでは十分でないものについては当然のことながら相手方なり、今までの組合、あるいは今後の組合に向けての協議というのは出てくるのだらうというふうに思いますけども、これは当然事務局段階、あるいは今現在の町村段階での協議も併せて進めていかなければならない部分ではあるというふうに思っております。

委員 それは法定協議とそういったことと並行して検討するという意味合いですか。

議長 そういうことになりますね。

委員 了解。

議長 ほか、ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、協議項目 17、「一部事務組合等の取扱い」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18 番 住民負担とサービスの取扱い 18-1 老人医療>

議長 次に 18 番の「住民負担とサービスの取扱い」でありますけれども、大きな項目 18 番の中には細項目として 10 項目あります。これも一つずつ進めさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に「老人医療」に関わって説明を申し上げます。

事務局より説明します。

局長 18 番の「住民負担とサービスの取扱い」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 8 ページになります。

住民負担とサービスにつきましては、従来の経緯・実情を考慮し、公平性の確保及び受益と負担の適正化に努めることが必要であります。

枝番 1 の「老人医療」につきましては、資料 32 ページの保健医療に老人医療のサービス状況を整理しておりますが、3 町村とも同一の内容となっております。

議案書の 9 ページを御覧ください。

調整方針といたしましては、3 町村とも国の老人保健制度及び北海道の医療給付制度に基づき実施をしており、合併後も現行どおり継続します、とするものであります。

以上です。

議長 老人医療費に関わって調整方針が説明ありました。この件に関しまして、御質疑等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-2 母子医療>

議長 次に協議項目枝番 2、「母子医療」について、事務局より説明いたします。

局長 枝番号 2 の「母子医療」につきましては、資料の 32 ページに母子医療のサービス状況を整理しておりますが、3 町村に差異がありますことから、調整方針といたしましては、初診時一部負担金の上乗せ助成で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 「母子医療」について、説明がありました。32 ページの資料にありますように、母子医療の初診

時の一部負担の助成に3町村に差異があるので、これらについて一元化をしていきたいという内容のものであります。

なにか御質疑等ございますか。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、「母子医療」に関わっては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-3 乳幼児医療>

議長 次に枝番3番の「乳幼児医療」について、事務局より説明をいたします。

局長 枝番号3の「乳幼児医療」につきまして、資料の32ページに乳幼児医療のサービス状況を整理しております。

議案書9ページに戻りますが、調整方針といたしましては、助成率等で差異が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 説明がありましたように、乳幼児医療につきましても町村独自の助成制度に若干の差異があるようでありますので、これらについてこの後、法定協議会で一元化に向けた協議を進めるということであります。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 異議がないようでありますので、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-4 各種健康診断と自己負担>

議長 次に枝番4番の「各種健康診断と自己負担」に関わってであります。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号4の「各種健康診断と自己負担」につきましても、資料の32ページに主な健康診断と自己負担を整理しております。

議案書の9ページに戻りましても、調整方針といたしましては、サービス内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 32ページの資料にありますように、それぞれの町村の現状が出ております。これらについての一元化に向けて、法定協議会で検討するという内容であります。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 異議がないようでありますので、「各種健康診断と自己負担」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-5 福祉サービスと自己負担>

議長 次に枝番5の「福祉サービスと自己負担」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号5の「福祉サービスと自己負担」につきましては、資料の33ページに障害者と高齢者の福祉サービスの状況を整理しております。

議案書9ページに戻りますが、調整方針といたしましては、内容・利用対象者の差異及び負担の格差が生じており、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 福祉サービスにつきましても、それぞれの町村で今、実施されているものがあるわけですが、これらについて一元化に向けて、法定協議会において検討するという内容ですが、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 異議がないようでありますので、「福祉サービスと自己負担」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-6 保育所と幼稚園>

議長 次に協議項目枝番6の「保育所と幼稚園」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号6の「保育所と幼稚園」につきましては、資料の34ページに保育所の保育料を、資料の35ページに幼稚園の授業料、保育料を整理しております。

なお、更別村及び忠類村には認可保育所がありませんので、村民が広域入所により、ほかの市町村の保育所に入所した場合の保育料を載せております。

議案書の10ページになりますが、調整方針といたしましては、として保育所については、合併時に認可保育所とへき地保育所の施設区分ごとに保育料を一元化する方向で、法定合併協議会で検討します。としまして幼稚園については、合併時に授業料、保育料を一元化する方向で法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 「保育所と幼稚園」に関わっての説明が終わりましたが、何か御質疑等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 特にございませぬので、「保育所と幼稚園」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-7 給食費>

議長 次に協議項目枝番7の「給食費」に関わって、議題とさせていただきます。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号7の「給食費」につきましては、資料の35ページに給食費の状況を整理しておりますが、1食当たり、小学校で6円、中学校で5円の差があります。

議案書の10ページに戻りますが、調整方針といたしましては、合併時に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 給食費につきましては、1町2村、そう大きな差がないので統一に向けて、法定協議会で検討するということですが、この件に関しまして、何か御質疑等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

議長 御質疑、御異議等がないようでありますので、「給食費」に関わりましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-8 ごみ収集と収集料金>

議長 次に協議項目枝番の8、「ごみ収集と収集料金」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号8の「ごみ収集と収集料金」につきましては、資料の35ページに家庭系ごみの収集回数と収集料金等について整理しておりますが、収集回数、料金、処理施設がそれぞれ異なっております。

議案書の11ページをお開きください。

調整方針といたしましては、収集回数については、収集の実態を考慮し、合併時に一元化する方向で。収集料金については、有料化がごみの減量に効果を上げている事例もみられ、費用負担と減量化への住民理解と協力を求め、合併後速やかに一元化する方向で。として収集体制・処理施設については、一部事務組合の構成も含めて、検討することで、それぞれ法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 ごみの収集料金について、今、事務局から説明がありました、この件に関しまして、何か御質疑等ございますでしょうか。

法定協議会で検討するという事によろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 御質疑、あるいは異議等がございませんので、「ごみの収集と収集料金」については、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-9 除雪体制>

議長 次に協議項目枝番の9、「除雪体制」についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

局長 枝番号9の「除雪体制」につきましては、資料の36ページに除雪車の出勤基準・出勤状況等を整理しておりますが、出勤基準に差異がみられます。

議案書11ページに戻りますが、調整方針といたしましては、初動出勤に差異があり、合併時に除雪基準を一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 除雪に関しましては今申し上げましたとおり、法定協議会において検討するという事で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 異議がありませんので「除雪」に関しましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

<協議項目 18-10 上・下水道料金>

議長 最後になりますが、協議項目18の10「上・下水道料金」についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 枝番号10の「上・下水道」につきましては、資料の37ページに上・下水道料金等の比較を整理しており、料金が異なっております。

議案書11ページに戻ります。

調整方針といたしましては、料金を合併後5年以内に段階的に一元化する方向で、法定合併協議会において検討します、とするものであります。

以上です。

議長 今、上下水道料金に関わっての説明がありましたけれども、この件に関しまして何か御質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは「上・下水道料金」に関わりましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

以上で協議第3号、協議項目の調整方針についてを終わらせていただきます。

[協議第4号新町のまちづくりの将来像及び新町のまちづくりの方向性の策定について]

議長 続きまして協議第4号、「新町のまちづくりの将来像及び新町のまちづくりの方向性の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

局長 協議第4号、「新町のまちづくりの将来像及び新町のまちづくりの方向性の策定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

第1回の協議会におきまして、議案第6号をもって決定していただきました事業計画の中では、「新町のまちづくりの将来像」を第2回協議会で、「新町のまちづくりの方向性」を第3回の協議会において、それぞれ分けて協議していただくこととしていたところであります。

しかしながら、実際にその作成作業を進めている中では、これら二つの案件につきましては、非常に密接な関係にあることや、相互の連動性・発展性を明確にお示しする必要がありますことから、同一

の様式の中で同時に一体のものとして御提案させていただくことが、新町の姿をよりの確にとらえられるのではないかと考えてられます。

このようなことから、今回は、これらの作成の基本視点を御了承いただきまして、次回の協議会において、二つの案件を同時提案させていただきたい、とするものであります。

そこで、基本視点であります、(1)のアといたしましては、今回作成する新町の将来像と方向性は、住民が法定協議会へ移行することの是非を判断する提供資料とすること。

イといたしまして、作成するに当たっては、3町村の総合計画に謳っている基本項目を参考とするとともに、合併後も生かしたい特色あるまちづくりを盛り込むこと。加えて、現段階において想定される合併後の新しい自治体となった場合の利点を生かしたまちづくりをできる限り描くものとするということであります。

さらにウといたしまして、作成する内容には、建設計画において策定が義務付けられております道の計画や公共施設の統合に関する事項は盛り込まないとともに、合併後の財政計画とは直接連動させないものとするということであります。

最後にエですが、まちづくりの基本目標、括弧してメインテーマとなっておりますが、これはキャッチフレーズと御理解をいただきたいと思っております。これにつきましては、現段階において共通認識をとることは極めて難しいため、法定合併協議会へ委ねるものとする、ということであります。

いずれにいたしましても、任意協議会の役割といたしまして、法定協議会への移行の判断材料となり得るものとして、現時点で可能な限り想定される将来像と方向性を描くものであることで、御了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長 今、事務局から協議第4号についての説明がありましたけども、この件に関しまして何か御質疑、御意見等ございますでしょうか。

委員 今の議案の中身なのですが、これら今までずっと本日協議をしてきましたものの中で、法定協議を待って検討するという、そういう部分がたくさん出ているのですが、これら策定に当たっては、それで不都合ありませんか。

次長 その関係について、私の方から御説明させていただきます。

基本的には現段階におきまして、考えられておりますのは、一般的に法定合併協議会において基本的なまちづくりのこういう、今出ております将来像、方向性とはまた違ったものを積み上げていって、さらにそれにあわせての市町村建設計画というものを作っていくことになりますけれども、現段階におきましては、そこまでの積み上げる組織的な部分、それから時間的な部分もございませんので、今回の任意合併協議会において、御協議いただいております内容につきましても、住民の皆さんに法定合併協議会に移行することの判断の基礎となるものを優先して、協議をいただくということにしておりますことから、各種協議項目以外にも、各町村の総合計画なり、いろんな計画の中で謳われている方向性を、まちづくりの方向性を合わせて、その中で現状の中で、どういったまちづくりの将来像とか方向性がみえてくるのかということをお示しすることも住民の皆さんへの判断の一つではないかという考え方から、現在作業を進めております中では、まだ最終的なものができておりませんが、いわゆる総合計画の中にあります基本構想、基本計画、実施計画と、いわゆる3種類のものがあると思うのですが、その基本構想をそれぞれいろいろ精査いたしまして、産業でありますとか、生活でありますとか、そういった分野がそれぞれ出てくるわけなのですが、その3町村の部分それぞれ合わせた形での文言の整理をいたしまして、さらにそれがいわゆる総合計画でいえば基本構想的な考え方をお示しするというところで、この中でいえば、将来像という考え方というふうに考えております。

さらに、方向性というのは、それから派生してまいります、暮らしの中でいけば、公営住宅関係の整備を進めますとか、いろんな項目が枝分かれして出てくると思うのですが、それを各町村の総合計画的なものから拾い出していきますと、かなりいろんな意味で幅広く、こういった町にしていけるのではないかなという方向性がみえてきておりますので、そういった形で各積み上げからきたものではないですけれども、現状の各町村の中で想定できる方向性として、それをお示しすることが住民の皆さんの判断の基準の一つになるのではないかという考え方から、お示しをしたいということで、このあと、仮に法定協議会に進みましては、詳しく御説明はしておりませんが、事務方の分野からも含めま

して分科会でありますとか、専門部会などで詳しいいろんな調整事項の積み上げでありますとか、項目の積み上げがあった中で、最終的にそういう建設計画的なもの、それからいろんな調整事項ができてくる段階ですので、もっと具体的な、いわゆる新町の総合計画というか、基本方針的なものは、また別な形で出てくるというふうに考えたところでございます。

以上です。

委員 ちょっとお聞きしたいのですが、総論的には何も反対しているわけではないのですが、総合計画を基本としてやることには、私も同意いたしております。

それで、公共施設の総合整備に関する事項は財政シミュレーションに対して連動しないというふうには、ここで謳われておりますけれども、そうすると、将来の財政シミュレーションが出ないということになると、議会とのその分に不合理性が出てこないか心配するのですが、やはり議会としては財政シミュレーション、そういうものがやっぱりないと議論的になっていかないと思うのですが、十分な議論ができない要因にならないか心配なのですが、その辺はどうでしょう。

議長 事務局。

次長 その件につきまして、御説明させていただきます。

基本的には先ほど言葉足らずでございましたけれども、あくまでも現在の基本構想と基本計画的なものをすり合わせしていった形で作成をするということで、現在想定されております内容としては、例えば公共施設の関係、統合整備とかに関しましての具体的なものという、建物の名前でありますとか、そういったことにつきましては、もっと正確な調整とか、すり合わせをしていかなければ出せるものではないので、現段階では例えばのお話ですが、地域における定住化の促進に努めるため、公営住宅等の整備に努めますというような、そういった形の文言でまちづくりの方向性をお示ししたいというような考え方でございますので、この最後の1のウにありますが合併の財政計画でありますとか、公共的施設の統合整備については、逆に触れられない部分という形で考えております。

具体的なある程度の財政シミュレーションにつきましては、第3回の任意合併協議会で、事業計画でも前回お示しをしたところですが、ある程度の財政シミュレーションをお示しする予定となっておりますので、その分については御理解をいただきたいと思っております。

議長 ほか、ございませんか。

それでは協議第4号「新町のまちづくりの将来像及び新町のまちづくりの方向性の策定について」、原案のとおり決定することでよろしいでしょうか。

委員 ちょっと考え方だけお聞きしたいのですが、先ほど新町の名称の時に、岡田会長が、市となることも一つの方法だというお話をされたわけですが、私はその分については誠に私も同感だと思っております。

今回の合併、1町2村がやはり合併する以上は目的がどこなのかということ、新しいまちづくりについて、どこなのかということはやっぱり大事な分野でないかと思う。新しい市を求めていく、合併して新しいまちづくりをしていくというそういうお考え方が、岡田会長がちらっとさっきお話しされたのですが、そういう方向性で統一がされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、

議長 先ほど申し上げましたように、今の合併特例法という市の人口要件は3万人であります。しかも、その3万人の基礎となる人口は平成12年10月に実施された国勢調査の人口を基にして3万人の是非を判断すると。

ですから今の段階では、私どもがなんぼ頑張っても法的には3万人に達していませんから。2万9千3百なんぼですから難しいのですが、おかげさまで今、1町2村は平成12年10月からみますと、既に3万3百か4百かというふうには、現実に住民基本台帳上では人口が増えている。さらに国政調査から合併までといったら、もう5年にもなるわけですから、何とか現状の住民基本台帳で3万を超えているこの部分を今の特例法の中で認めてもらえないかということで、今、北海道を通じて総務省の方へお願いいたしますが、要請をしているのですが、

こればかりは最後は国の判断で認めていただけるかどうかの判断が降りてくるものですから、私も村長さんたちと、例えば道へお願いに行ったりすることが可能なかどうか、今、事務局とも相談しているのですが、私どもとしてはせっかく1町2村が合併して、できるのなら市になる方がより住民の皆さんにも説明しやすいし、理解も得られるのかなということで、是非認めていただきたいという

ことで動ければというふうに思っておりますけれども、さっきから言いますように決定はあくまで国ですから、なんぼ頑張っても駄目な時はどうもならない部分もあるのだらうと思っておりますけれども。

今の状況はそういうことであります。

委員 私、まったく同感ですので、一つその方向で御努力いただければ幸いと存じます。

議長 ほか、よろしいでしょうか。

委員 調印の合意項目の中に地域自治組織のあり方について、まちづくりの方向性と多少関連性があると思うのですが、それにつきましては、私も幹事会という身分でありながらちょっとこんなことも考えているのですが。

それぞれ旧町村に地域内自治組織のあり方、今後 11 月頃に地制調の答申が出ますので、そういったことも、それから国の動向も踏まえながら、地域自治組織のあり方についても今後の方向性の中に関連していくと思うのですよね。そういった点で今後、幹事会、事務局とも相談しながら、そういった点についても網羅していくことをちょっと御理解いただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほか、ございませんですか。

委員 今日この協議会におきまして、協議項目ということで調整方針のみの協議に止まっているわけですが、なかなか皆さん本音で物事を議論していないし、確信に触れるとちょっとまずいというのかなということがあるのかと思っておりますが、やはりこれではこれから法定協にいった場合にちょっと心配があるのではないかとということと、やはりシミュレーションする場合においても、ある程度の議論がなければ住民にも説明しづらいと思っておりますので、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長 任意協議会が今、2 回目ですから、これは任意協議会が果たす役割ということについて、今日はこの方針を示して協議をいただいたと。これを受けて次の法定協議会にはさらに具体的に決めていかななくてはならないわけですから、一つ御意見を活発にいただきながら進めていかなければならないのだらうというふうに思っておりますけれども。

ただ、先ほども言いましたように、任意協議会の中であっても決めなければならないこと、あるいはより詳しく住民の方に周知をするためにも、できる限りのものは、決められるものは決めていくのが一番有り難いなというふうに思っておりますけれども。遠慮しないで発言をしていただき、協議をしていただき、そういう場であって欲しいなと思っておりますので、第 3 回の協議会に向けてまたいろいろ御審議をいただければと思っておりますけれども。

ただ、すべてが任意協議会で決まるわけではありませぬし、法定協議会では法定協議会でまたメンバーも若干の異動もあるのかもしれませぬし、増えるのかな、増えるところもありますから、そういった中でさらに論議を深めていくということが大切であらうというふうには思っております。

委員 ちょっとこれもお聞きしたいのですが、7 番目のところに地域審議会の設置がございましたけれども、これはこれでよろしいのですが、現法でいきますと、この設置方法しかないわけですが、8 月 22 日の自治日報をちょっとみたところ、平成 17 年の 3 月以降の合併を地域自治組織の検討とすることになっているのですが、それ以前に 17 年の 3 月以前に合併した分もその検討要因に入れるという一節が入っているわけなのですが、そうすると 11 月の総務省の最終結果をみなければ、自治組織の設立というのは難しいのかなと思うのですが。

この辺、大変大事な分野じゃないかと思うのです。11 月の総務省の最終判断もみながら地域自治組織の検討も私はやはり今後していただきたいと思うのですが、そのお考えはどうでしょうか。

議長 今、11 月に予定されている地方制度調査会の最終報告ということでありましてけれども、これも正直いってどの程度までのものが出てくるのかというのは、はっきりわからないのが実情でありますし、最近の町村会の集まりの中でも、自民党のプロジェクトがそれを上回るような厳しい条件がついているとか、いろんなことが言われておりますけれども、今言われました自治組織のあり方なんかについても、どのような形で出てくるか正直いって我々にはわからない部分があるわけですが、当然これからの協議を進める中では国の動きですとか、そういった地方制度調査会、総務省の動きというものも当然頭の中に入れながら進めていかなければならないというふうに思っておりますし、もう一つは 17 年 3 月までの、今までの合併特例法と、その時点以降の合併の第 2 段といえますか、その辺との報道がなんだか入り混じっている部分も大分あるものですから、なかなか整理がつけられない部分もあるのだらうと思っております。

けども、当然のことながらそうした動きというものは、これからも注目視しながら協議を進めていかなくてはならないというふうには思っております。

委員 わかりました。

議長 それでは、終わらせていただいてよろしいでしょうか、協議については。

委員 昨日新聞を見ましたらね、自民党が1番なんだかおかしいことを言い出したのですね。それでその首長方がえらい憤慨しているという新聞が出ていました。どうしてその総務省なりが、地方制度調査会がやっていくのに、どうして自民党がね、せっかく人口は変わらないと言っているにもかかわらず、ああいう馬鹿なことを言い出すのかなというようなことを、本当にお互いに任意協議会でも何でも話し合うのに水を差すような、ちょっとあれがあるような感じがして、とにかく憤慨しているのですけども。

これはやっぱり十勝町村会なんかでも、これから議長会あたりもあるのでしょうけども、何とかそれはきちっとね、やっぱり、はねつけるぐらいのことをしてもらわないと、地方でこれだけ汗かいているやっっているのに対して、次から次と、変わった変な報道が来ると、とにかく任意協議会は良くなる。いろんな面でこれはやっぱりマイナスな点が多いのですよ。だからそこら辺も総選挙を控えているのだからもう少し黙っていてくれれば1番いいのだけども、言うんだもね、あれは。そういう点できちっと町村会も声を大にして一つ頑張っていたきたいと、こんなふうに思います。

議長 はい。

[その他]

議長 それではその他、次期、第3回、次回の合併協議会の開催期日について、事務局の方から。

局長 第3回の任意合併協議会の開催期日につきまして、期日は現在、9月24日で調整中でございます。場所は忠類村となります。

あと、調整後、御案内申し上げたいというふうに思います。

以上です。

追加して申し上げますが、現在調整しておりますのは9月24日2時からということでございます。

議長 今、お話ありましたように、第3回の任意合併協議会、9月24日2時から忠類村で予定ということですので、お忙しい中恐縮でありますけども、繰り合わせの上、御出席をいただきますようお願い申し上げますというふうに思います。

[閉会]

議長 以上をもちまして、第2回の幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を終わらせていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

15:37 閉会